

議案第29号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

期日前投票所	設置期間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年7月2日から 令和4年7月9日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
-------	-----	--

【参考 読替後の第39条】

第三十九条 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

第四十一条第一項	から少なくとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

【参考 読替後の第41条】

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した期日前投票所を変更したときは、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように定めた。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年7月2日から 令和4年7月9日まで

議案第30号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、中央区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区役所3階大会議室

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。

(在外投票等)

第四十九条の二

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)
------------	--------	---

【参考 読替後の48条の2第1項】

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥じよくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三

4 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、中央区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように定めた。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市中央区役所3階大会議室

議案第31号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

投票所一覧表

投票区	投票所
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号 春吉小学校講堂1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号 春吉公民館
警固第一	中央区警固一丁目11番1号 警固小学校講堂
警固第二	中央区警固一丁目11番2号 警固公民館
大名	中央区大名二丁目5番31号 中央区役所1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号 赤坂小学校講堂
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号 舞鶴公民館
簗子第一	中央区大手門二丁目5番15号 ライフケア大手門1階
簗子第二	中央区大手門三丁目10番7号 簗子公民館
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号 市民福祉プラザ1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号 当仁小学校多目的室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号 南当仁小学校講堂
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号 福岡中央特別支援学校体育館
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号 鳥飼倶楽部
高宮	中央区白金二丁目15番40号 高宮小学校講堂
一本木	中央区大宮二丁目2番11号 高宮公民館
平尾	中央区平尾三丁目29番23号 平尾公民館
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号 草ヶ江小学校講堂
小笹	中央区小笹四丁目5番1号 小笹団地集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番 アーベインルネス梅光園8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号 福浜小学校講堂
小笹南	中央区平和五丁目13番1号 小笹小学校留守家庭子ども会室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号 笹丘小学校講堂
薬院	中央区平尾三丁目29番1号 平尾小学校講堂
六本松	中央区六本松一丁目11番1号 草ヶ江公民館

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。

公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定した。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

投票区	投票所
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号 春吉小学校講堂1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号 春吉公民館
警固第一	中央区警固一丁目11番1号 警固小学校講堂
警固第二	中央区警固一丁目11番2号 警固公民館
大名	中央区大名二丁目5番31号 中央区役所1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号 赤坂小学校講堂
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号 舞鶴公民館
簗子第一	中央区大手門二丁目5番15号 ライフケア大手門1階
簗子第二	中央区大手門三丁目10番7号 簗子公民館
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号 市民福祉プラザ1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号 当仁小学校多目的室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号 南当仁小学校講堂
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号 福岡中央特別支援学校体育館
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号 鳥飼倶楽部
高宮	中央区白金二丁目15番40号 高宮小学校講堂
一本木	中央区大宮二丁目2番11号 高宮公民館
平尾	中央区平尾三丁目29番23号 平尾公民館
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号 草ヶ江小学校講堂
小笹	中央区小笹四丁目5番1号 小笹団地集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番 アーベインルネス梅光園8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号 福浜小学校講堂
小笹南	中央区平和五丁目13番1号 小笹小学校留守家庭子ども会室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号 笹丘小学校講堂
薬院	中央区平尾三丁目29番1号 平尾小学校講堂
六本松	中央区六本松一丁目11番1号 草ヶ江公民館

議案第32号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所 1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

福岡市役所 1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、各区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
---------	------	---------

【参考 読替後の第40条第1項】

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
---------	--	---------

【参考 読替後の第40条第2項】

(投票所の開閉時間)

第四十条

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(参考) 期日前投票所概要

- 1 有権者数（令和4年6月1日現在） 166,864人
- 2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率
（令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙）

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
71,680	93,639	165,319	37,717	49,186	86,903	52.62	52.53	52.57

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

議案第33号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 場所 福岡市中央区舞鶴二丁目6番1号
福岡市立舞鶴小・中学校体育館
- 2 日時 令和4年7月10日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定めた。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

- 1 場所 福岡市中央区舞鶴二丁目6番1号
福岡市立舞鶴小・中学校体育館
- 2 日時 令和4年7月10日 午後9時15分から

議案第34号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年7月7日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)
第六十二条

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年7月7日 午後6時から

議案第35号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

**公職選挙法
(開票立会人)**

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。 当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第36号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。

公職選挙法 (投票管理者)

第三十七条

- 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

- 第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

<中央区の告示>

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和4年6月22日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

議案第37号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。

公職選挙法 (投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和4年6月30日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

議案第38号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第67条第1項及び第8項の規定による。

公職選挙法 (開票管理者)

第六十一条

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

- 第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 8 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

公職選挙法施行令

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

- 第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和4年6月30日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

議案第39号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

1	抹消する者の数	410人
	内訳	
	死亡者	46人
	国籍喪失者	0人
	市外転出者	364人
	誤載者	0人
	一般誤載者	0人
	重複登録者	0人
	住民票職権消除者	0人
	判決の確定による者	0人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和4年6月21日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

公職選挙法

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第40号

選挙人名簿に登録する者について

令和4年6月21日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 899人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和4年6月21日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

公職選挙法

(登録)

第二十二條

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第41号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

公職選挙法 (期日前投票)

第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

【参考 読替後の第38条第1項】

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

議案第42号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

公職選挙法 (投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第43号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年6月21日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- | | |
|-----------|----|
| 1 抹消する者の数 | 2人 |
| 内訳 死亡者 | 0人 |
| 国籍喪失者 | 0人 |
| 国内転入者 | 2人 |
| 誤載者 | 0人 |
| 一般誤載者 | 0人 |
| 重複登録者 | 0人 |
| 判決の確定による者 | 0人 |
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年6月21日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

公職選挙法

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。